

○みなかみ町道路占用規則

平成17年10月1日

規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）に定めあるもののほか、道路の占用（以下「占用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(占用の許可申請等)

第2条 法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする者は、道路占用許可申請・協議書（様式第1号）2部を町長に提出しなければならない。

(占用の期間の更新)

第3条 占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用の期間満了後、引き続き占用しようとする場合においては、当該占用期間の満了する日の1月前までに道路占用許可申請・協議書を町長に提出して許可を受けなければならない。

(占用工事の着手届等)

第4条 占用者は、占用に伴う工事（以下「占用工事」という。）に着手しようとする場合においては、あらかじめ道路占用工事着手届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 占用者は、占用工事が完了した場合においては、当該完了の日から7日以内に道路占用工事完了届（様式第3号）を町長に提出して検査を受けなければならない。

(占用許可の表示)

第5条 占用者は、占用の許可の期間中、道路占用許可済標識（様式第4号）を占用物件の見やすい箇所に表示しておかなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 占用者は、占用工事の期間中、道路占用工事許可済標識（様式第5号）を占用工事箇所の見やすい箇所に設置しておかなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第6条 占用の許可に基づく占用者の権利は、その相続人又は合併により設立される法人（吸収合併の場合にあつては、合併後存続する法人。以下同じ。）が承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内に地位承継届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(権利の譲渡)

第7条 占用の許可に基づく占用者の権利は、町長の承認を受けなければ譲渡することができない。

2 前項の承認を受けようとする者は、権利譲渡承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(占用の廃止)

第8条 占有者は、占用の廃止をしようとする場合においては、あらかじめ道路占用廃止届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(原状回復)

第9条 占有者は、法第40条の規定により原状に回復した場合においては、直ちに道路占用原形回復届(様式第9号)を町長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査の結果不相当とされたものについては更に原状回復の措置をしなければならない。

(国等の行う占有の手續)

第10条 法第35条の規定による協議の手續は、第2条から前条までに規定する許可の手續の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町道路占用規則(昭和59年月夜野町規則)、水上町道路占用規則(昭和55年水上町規則第3号)又は新治村道路占用規則(昭和63年新治村規則第15号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。